

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

2026/1/26

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病患者の保護者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付及びその事実の証明を行う事務。</p> <p>小児慢性特定疾病患者の保護者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、患者が加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。</p> <p>小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に当たっては、番号法の別表に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報（生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等）を入手する。</p>
③システムの名称	小児慢性特定疾病公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病公費負担システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表八
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>〈情報照会の根拠〉</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十三</p> <p>〈情報提供の根拠〉</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二、八十、百二十五、百五十八、百六十一</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	<p>【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244</p> <p>【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愉媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455</p> <p>東予地方局総務県民課 〒793-0042 愉媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300</p> <p>東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愉媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322</p> <p>東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愉媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500</p> <p>中予地方局総務県民課 〒790-8502 愉媛県松山市北持田町132 089-941-1111</p> <p>久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愉媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210</p> <p>大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愉媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121</p> <p>南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愉媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111</p> <p>西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愉媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331</p> <p>南予地方局総務県民課 〒798-8511 愉媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211</p> <p>愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愉媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 0895-72-1145</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係 089-912-2404
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・原則として申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・やむを得ず住基ネットによりマイナンバーを取得する場合は、4情報による照会を原則としている。 ・マイナンバーを業務システム等へ登録する際は、複数人での確認を行っている。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証による管理のほか、特定個人情報等へのアクセス記録、分析を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	I 7 請求先 愛南土木事務所用地管理課住所	愛媛県南宇和郡愛南町御莊平城3048	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成29年12月1日	II 1 計数時点	平成27年4月1日	平成29年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成29年12月1日	II 2 計数時点	平成27年4月1日	平成29年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成31年2月1日	I 7 請求先 西予土木事務所事業管理課住所	愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445	愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成31年2月1日	I-5-②	課長 竹内 豊	課長	事後	JUH第237号「特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件の公表・施行について」による様式変更
平成31年2月1日	IV	—	項目新規追加	事後	JUH第237号「特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件の公表・施行について」による様式変更
令和2年3月31日	I 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係 089-912-2404	〒790-0811 愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル1階 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係 089-926-7707	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年3月31日	I 7 請求先 四国中央土木事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年9月1日	I 7 請求先	企画振興部管理局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき評価再実施を行ったため。
令和2年9月1日	I 7 請求先	西予土木事務所事業管理課	西予土木事務所用地管理課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき評価再実施を行ったため。
令和2年9月1日	II 1 計数時点	平成29年12月1日	令和2年3月31日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき評価再実施を行ったため。
令和2年9月1日	II 2 計数時点	平成29年12月1日	令和2年3月31日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき評価再実施を行ったため。
令和4年3月10日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条に係る改正に伴う号ズレの修正を行ったため。
令和4年3月10日	II 1 計数時点	令和2年3月31日	令和4年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき評価再実施を行ったため。
令和4年3月10日	II 2 計数時点	令和2年3月31日	令和4年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき評価再実施を行ったため。
令和5年3月13日	I 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒790-0811 愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル1階 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係 089-926-7706	〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係 089-912-2404	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和5年3月13日	II 1 計数時点	令和4年3月1日	令和5年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和5年3月13日	II 2 計数時点	令和4年3月1日	令和5年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和6年3月1日	II 1 計数時点	令和5年3月1日	令和6年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和6年3月1日	II 2 計数時点	令和5年3月1日	令和6年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和6年3月1日	表紙 評価書名	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する事務 基礎項目評価書	事前	児童福祉法改正による事務の追加を行ったため。
令和6年3月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	愛媛県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	愛媛県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	児童福祉法改正による事務の追加を行ったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I ②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病患者の保護者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。</p> <p>小児慢性特定疾病患者の保護者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、患者が加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。</p> <p>小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に当たっては、番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。</p>	<p>児童福祉法に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病患者の保護者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付及びその事実の証明を行う事務。</p> <p>小児慢性特定疾病患者の保護者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、患者が加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。</p> <p>小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に当たっては、番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。</p>	事前	児童福祉法改正による事務の追加を行ったため。
令和6年3月1日	I ③法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号及び第3号	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号から第7号まで、第11号及び第12号 	事後	児童福祉法改正による事務の追加を行ったため。
令和6年3月1日	I ④法令上の根拠	<p><情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ニ及び第2号から第5号まで 第44条第1号ニ及び第2号から第5号まで</p> <p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の9の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条</p>	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ニ及び第2号から第6号まで 第30条第1号口、ハ、第2号及び第3号口、ハ 第44条第1号ニ及び第2号から第6号まで 第59条の3第3号口 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 别表第二の9の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条 	事前	児童福祉法改正による事務の追加を行ったため。
令和6年3月1日	I ⑦請求先	東予地方局産業振興課(西条第二庁舎)	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	I ②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病患者の保護者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付及びその事実の証明を行う事務。</p> <p>小児慢性特定疾病患者の保護者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、患者が加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。</p> <p>小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に当たっては、番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。</p>	<p>児童福祉法に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病患者の保護者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付及びその事実の証明を行う事務。</p> <p>小児慢性特定疾病患者の保護者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、患者が加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。</p> <p>小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に当たっては、番号法の別表に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	I ③法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号から第7号まで、第11号及び第12号 	番号法別表八	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	I ④法令上の根拠	<p><情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 别表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ニ及び第2号から第6号まで 第30条第1号口、ハ、第2号及び第3号口、ハ 第44条第1号ニ及び第2号から第6号まで 第59条の3第3号口</p> <p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 别表第二の9の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条</p>	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十三</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二、八十、百二十五、百五十八、百六十</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	II ①計数時点	令和6年3月1日	令和7年4月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	II ②計数時点	令和6年3月1日	令和7年4月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	⑧人手を介在させる作業		<ul style="list-style-type: none"> 原則として申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 やむを得ず住基ネットによりマイナンバーを取得する場合は、4情報による照会を原則としている。 マイナンバーを業務システム等へ登録する際は、複数人での確認を行っている。 	事後	様式変更のため
令和7年2月28日	11 最も優先度が高いと考えられる対策		ユーザー認証による管理のほか、特定個人情報等へのアクセス記録、分析を行っている。	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II 1 計数時点	令和7年4月1日	令和7年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき再評価を行ったため。
令和7年12月1日	II 2 計数時点	令和7年4月1日	令和7年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき再評価を行ったため。